

## 審議会議事事項

議事に先立ちまして、今回は、第 1 回目の審議会となりますので、委員長の選任、職務代理者の指名を行わせていただきます。

### (1) 委員長の選任

社会福祉審議会の委員長につきまして、次のとおりとする案を御提示させていただきます。

御承認をお願いいたします。

(承認の可否につきまして別紙 2 の第 1 にて回答をお願いします。)

社会福祉審議会委員長          山縣 然太郎 委員

### (2) 委員長職務代理者の指名

社会福祉審議会の委員長職務代理者につきまして、次のとおりお願いしたいと存じますので御了承いただきますようお願いいたします。

委員長職務代理者          古屋 義博 委員

### (3) 議 事

#### ア 各専門分科会及び審査部会の編成について

審議会の組織は「資料 1」にて確認をお願いします。

#### ○ 山梨県社会福祉審議会の組織について

- ・ 本審議会は社会福祉法第7条により、社会福祉に関する事項を調査審議するため設置されており、知事の諮問に答え、または関係行政庁に意見を具申します。
- ・ 本審議会の委員の定数は、条例により50人以内とされており、今改選による委員数は49人となっています。
- ・ 任期は、条例により3年間となっており、今改選による任期は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までとなります。

#### ○ 専門分科会・審査部会について

- ・ 民生委員審査専門分科会(庶務:福祉保健総務課)、障害者福祉専門分科会(庶務:障害福祉課)、高齢者福祉専門分科会(庶務:健康長寿推進課)、児童福祉専門分科会(庶務:子育て政策課)の4つの分科会を設置しており、それぞれの所掌事項は資料1のとおりです。
- ・ また、障害者福祉専門分科会に障害者審査部会(庶務:障害福祉課)を、児童福祉専門分科会に児童福祉施設審査部会(庶務:子育て政策課)、養護母子審査部会(庶務:子ども福祉課)、児童措置審査部会(庶務:子ども福祉課)、健全育成審査部会(庶務:教育庁生涯学習課)を設置しており、それぞれの所掌事項は資料1のとおりとなっています。
- ・ なお、社会福祉法施行令及び山梨県社会福祉審議会規程により、専門分科会及び審査部会の議決は、それをもって審議会の議決とするものとなっております。
- ・ 専門分科会と審査部会は、所管する事項について知事から諮問がある場合に会議を開催いたします。庶務担当課が開催通知を発出します。なお、事案によっては、書類審査や持ち回り審議とさせていただくことがあります。

#### ○ 今任期の審議会の編成について

- ・ 「資料1-2 山梨県社会福祉審議会専門分科会及び審査部会委員名簿」のとおりお願いしたいと存じますので御了承いただきますようお願いいたします。

## イ 各専門分科会長及び審査部会長の選出について

各専門分科会の分科会長、各専門部会の部会長につきまして、次のとおりとする案を御提示させていただきます。

御承認をお願いいたします。

(承認の可否につきまして別紙2の第2にて回答をお願いします。)

民生委員審査専門分科会長	竹内 稔	委員
障害者福祉専門分科会長	今井 立史	委員
高齢者福祉専門分科会長	山縣 然太郎	委員
児童福祉専門分科会長	古屋 義博	委員
障害者審査部会長	今井 立史	委員
児童福祉施設審査部会長	古屋 義博	委員
養護母子審査部会長	樋川 隆	委員
児童措置審査部会長	古屋 義博	委員
健全育成審査部会長	遠藤 貴美恵	委員

ウ 報告事項

報告事項の資料は「資料 2-1、2-2、2-3」にて確認をお願いします。

本審議会にて、改定等の審議を行わせていただいている「山梨県地域福祉支援計画の概要及び進捗状況」について、上記資料のとおり御報告させていただきます。

（御意見等がございましたら、別紙 2 の第 3 に御記入をお願いします。）

エ その他

その他の資料は「資料 3」にて確認をお願いします。

今後の審議の参考に資する資料として、昨今の社会情勢から話題となっているヤングケアラー支援に関する資料を同封させていただきましたので、御確認いただきますようお願いいたします。

（御意見等がございましたら、別紙 2 の第 4 に御記入をお願いします。）